

議案第 25 号

丹羽広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により丹羽広域事務組合同規約（平成 14 年 13 令尾行第 813 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 16 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、愛知県の指導に基づき丹羽広域事務組合で共同処理する事務についてより適切な規定とすることに伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

丹羽広域事務組合同規約の一部を変更する規約

丹羽広域事務組合同規約（平成14年13令尾行第813号）の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 公共下水道使用料の算定及び徴収に関する事務（調定を除く。）

第11条第4項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第3条第3号に規定する公共下水道に関する事務の経費は、組合町が負担する。

附則第3項中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

丹羽広域事務組合規約の一部変更新旧対照表

新	旧
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 水道事業の計画、建設及び経営に関する事務</p> <p>(2) 消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務は、除く。）</p> <p><u>(3) 公共下水道使用料の算定及び徴収に関する事務（調定を除く。）</u></p> <p>(経費の支弁方法)</p> <p>第11条 第3条第1号に規定する水道に関する事務の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって支弁する。ただし、特別の理由により必要がある場合は、組合町において負担するものとし、その負担する割合は組合町が協議して定める。</p> <p>2 第3条第2号に規定する消防に関する事務の経費は、組合町の負担金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。</p> <p><u>3 第3条第3号に規定する公共下水道に関する事務の経費は、組合町が負担する。</u></p> <p><u>4 第2項の組合町の負担金は、総額の100分の40を均等割合で、100分の60を前年度の基準財政需要額の割合で負担する。</u></p> <p><u>5 第1項及び前項に定める負担金の総額は、</u> 毎年度組合議会の議決で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 小牧市ほか3市2一部事務組合が共同で設置する消防指令センターの建設、附帯する設備の設置等に要する経費の負担金は、<u>第11条第4項</u>の規定にかかわらず、支出負担行為をする前年度4月1日現在の住民基本台帳の人口割合で負担する。</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 水道事業の計画、建設及び経営に関する事務</p> <p>(2) 消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務は、除く。）</p> <p>(経費の支弁方法)</p> <p>第11条 第3条第1号に規定する水道に関する事務の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって支弁する。ただし、特別の理由により必要がある場合は、組合町において負担するものとし、その負担する割合は組合町が協議して定める。</p> <p>2 第3条第2号に規定する消防に関する事務の経費は、組合町の負担金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。</p> <p><u>3 前項の組合町の負担金は、総額の100分の40を均等割合で、100分の60を前年度の基準財政需要額の割合で負担する。</u></p> <p><u>4 第1項及び第3項に定める負担金の総額は、</u> 毎年度組合議会の議決で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 小牧市ほか3市2一部事務組合が共同で設置する消防指令センターの建設、附帯する設備の設置等に要する経費の負担金は、<u>第11条第3項</u>の規定にかかわらず、支出負担行為をする前年度4月1日現在の住民基本台帳の人口割合で負担する。</p>

規約の変更理由

平成19年度より公共下水道使用料の徴収事務について、丹羽広域事務組合に委託をしております。本町の農業集落排水事業廃止に伴う愛知県との協議において、一部事務組合で共同処理する事務については、委託ではなく、当該組合規約に規定することが適当であるとの指導を受けました。愛知県からの指導に速やかに対応するため、この規約の変更を行うものです。